

【車両総重量3.5t超のディーゼル トラック・バス(ハイブリッド車を含む)】

* 重量税:2021年5月1日から2023年5月4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

* 重量税について、新車新規登録等時の重量税が免税、または本則税率から軽減(75%、50%軽減(1回限り))した税額となったものは、初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

平成28年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準+5%以上達成

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
				新車新規検査	初回継続検査等
スカニア	スカニア	2PG-XXXXX	50%軽減	50%減	本則税率

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もごさいます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。